

# 指定地域密着型サービス事業者の指定 に関する事業の適正な運営を確保する ために必要と認める条件の改正について

豊島区保健福祉部介護保険課  
平成30年7月17日

# 1.概要

地域密着型サービス運営委員会は、以下の3点の役割で構成されている。

1. 地域密着型サービス事業所の指定に関する意見
2. 指定基準の策定・改正に関する意見等
3. 地域密着型サービス事業所の指定の条件に関する意見  
(区独自)

## 2.区が付している条件

現在、区が付する適正な運営を確保するために必要と認める条件

### 1.利用者の限定に関する条件

地域密着型サービスの理念に沿った、立地自治体の保険者が付した利用者の限定等の指定に関する同意に従った条件

### 2.宿泊サービスの提供に関する条件

地域密着型通所介護の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを提供している事業所に対する区が定めた宿泊サービスの提供に関する指針の遵守

## 3.追加する条件

### 1.第三者評価の受審に関する条件

対象となる事業者に対して外部の評価機構が専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価する第三者評価の定期的・継続的な受審を条件とする。

#### 対象の指定地域密着型サービス事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
地域密着型通所介護  
小規模多機能型居宅介護  
看護小規模多機能型居宅介護

### 2.公表サービス情報の報告及び公表に関する条件

利用者が介護サービスや事業所・施設を、比較・検討して適切に選ぶための情報を提供する「公表サービス情報」の報告及び公表について、定期的な情報の更新を条件とする。

参考資料

事務連絡  
平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

豊島区保健福祉部長

〇 〇 〇 〇  
(公印省略)

### 当該地域密着型サービス事業所の指定に関する条件

指定通知書（平成29年10月30日付29豊保介発第2166号）に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第8項に規定する当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を、豊島区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年規則第55号）第7条第2項及び同条第3項に従い、下記のとおり通知する。

### 記

#### 1. 利用者に関する条件

別紙の被保険者の利用に限る。

#### 2. 運営に関する条件

宿泊サービスを提供する場合には、豊島区指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針（平成27年10月20日付27豊保介発第1916号）の遵守。

※本書は、必ず指定通知書と合わせて保存しておくこと